

工 事 仕 様 書

I 総則

本工事の仕様、指示にあたり、その優先順位は次のとおりとする。

1) 特記仕様書（下記Ⅱのとおり）

2) 共通仕様書

鳥取県土木工事共通仕様書・琴浦町水道工事仕様書に準ずる。

3) 図面

4) 設計書

5) 施工管理（土木工事施工管理基準）

上記図書に明記されていない事項で、工事施工上必要な事項については、その都度、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

Ⅱ 特記仕様書

1) 工事概要

① 工 事 名 東伯総合公園給水管布設工事（1工区）

② 工事場所 琴浦町大字田越560番地

③ 工事内容 給水管布設 HPPE（ $\phi 150\text{mm}$ ）

管路延長 L=128.80m、配管延長 L=126.90m

2) 工事完成期限 令和8年12月4日

3) 給水管布設時の留意事項

① 管布設の土被りは、設計図に正確に決定し必要に応じて地下埋設物、その他障害物を確認し監督員と協議を行布設位置を決定しなければならない。

② 弁類の取扱いは、弁代(角材)等を敷いてボルト締めで片締め等ならない様注意して据付なければならない。

③ 管据付けにあたっては、充分内部を清掃し、埋設深さを確認して、移動しないよう胴締めを賢個に行い、管鑄出文字を上向きにして据付けなければならない。

④ 管据付けには、管に影響をあたえないように床付面を仕上げ必要に応じ砂を敷き、又は、枕木を並べる等の処置をしなければならない。

⑤ EF 融着継手は、接合部の清掃、固定、融着準備、融着後のインジケータ隆起の確認及び冷却時間の確保を適切に行い、チェックシートで管理すること。

⑥ 1日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう木蓋等で 管

末端をふさがなければならない。

- ⑦ 管布設完了後は、一定区間ごとに水圧試験を行なうが、その圧力強度及び 継続時間は監督員と協議し、決定するものとする。

4) 安全対策及び公害対策

- ① 労働安全衛生法第59条、第60条及び第60条の2に定める安全衛生 教育を実施するほか、工事現場に即した安全・訓練等を全ての作業員を対象に毎月1回、半日以上の時間を割当て実施するものとする。
- ② 安全・訓練等の実施について鳥取県土木工事仕様書」第103条施工計画書の「安全管理」に実施事項を記載し監督員に提出するものとする。

5) その他

- ① 施設利用者の安全確保を行うとともに、施設利用の妨げとならないように配慮して施工を行うこと。
- ② この仕様書に記載のないことについて疑義が生じた場合、発注者・受注者の双方の協議により決定するものとする。